

関係省庁・団体・機関からの通知等（平成31年2月分）

省庁・団体・機関	通知件名	文書番号等
農林水産省 消費・安全局長	ゲノム編集技術の利用により得られた生物であつてもカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて （ゲノム編集技術の利用により得られた生物であつてもカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて）	平成31年2月28日付け 30日獣発第299号 （平成31年2月18日付け 30消安第5357号）

注：カッコ内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等